

10年保存
機密性 1
令和5年4月1日 令和15年3月31日

基 発 0921 第 5 号
令和 4 年 9 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記については、昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号－1「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて」(以下「通達」という。)により実施しているところであるが、今般、通達の別紙の算定基準を下記のとおり改定することとしたので、了知の上、別紙の改定後の算定基準に基づき、管内の関係団体と協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。

記

1 通達の一部改定

通達の別紙を次のように改める。

- (1)「令和 3 年 2 月 1 日以降の施術」を「令和 4 年 10 月 1 日以降の施術」に改める。
- (2) 初検料に係る表中「初検料 2,970 円」を「初検料 2,980 円」に改める。
- (3) 施術料に係る表中「施術料 マッサージ 温罨法を併施した場合 1 回につき 130 円加算」を「施術料 マッサージ 温罨法を併施した場合 1 回につき 150 円加算」に改める。

2 施行期日について

本改定は、令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分について適用すること。

(別紙)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(令和4年10月1日以降の施術)

初 検 料			2,980 円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870 円を加算する
往 療 料			2,760 円	注 1 往療距離が片道 4 キロメートルを超えた場合は、3,060 円を算定する。 2 夜間往療については、所定金額の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。 3 2 戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。
施 術 料	はり・きゅう	1 術 の 場 合	1 日 1 回限り 2,940 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
		2 術（はり・きゅう併用）の場合	1 日 1 回限り 4,070 円	
	マ ッ サ ー ジ	マッサージを行なった場合	1 日 1 回限り 2,940 円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合組織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行なった場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
		温罨法を併施した場合	1 回につき 150 円加算	注 変形徒手矯正術との併施は認められない。
		変形徒手矯正術を行なった場合	1 肢につき 450 円加算	注 マッサージの加算とする取扱いとして同一部位にマッサージ及び変形徒手矯正術（※）を行なった場合に限り、両方の料金を算定すること。 ※ 6 大関節（肩、肘、手首、股関節、膝、足首）を対象とし、1 肢（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）毎に支給する。
	はり又はきゅうと マッサージの併用		1 日 1 回限り 4,070 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合組織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行なった場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
電気・光線器具による療法			1 日 1 回限り 550 円加算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあつては、超短波（若しくは極超短波）又は低周波、はり師及びきゅう師にあつては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、1 日に 2 回以上又は 2 種類以上の電気・光線器具を使用しても 1 回として算定する。
休 業 証 明 料			1 件につき 2,000 円	休業（補償）給付請求書における証明